

## 随意契約理由書

1 業 務 名	電子課金の運用に関する海外事例調査研究業務（第2回）
2 業 者 名	（一財）道路新産業開発機構
3	
<p>本業務は、将来的な課題であるE T C車載器未搭載車への課金等手法及び日本国際博覧会における訪日外国人の利便性等を検討するものである。海外における、料金所を設置しない高速道路の課金手法、運用方法、E T C車載器未搭載車の対応、料金所未設置によるメリット・デメリットなどについて調査し、将来の料金収受のあり方について研究することを目的とする。また、2025年日本国際博覧会に向け、既開催国の高速道路の支払い方法及び高速道路全般のサービスを調査し、訪日外国人の利便性等を検討するものである。</p> <p>したがって、本業務を行うにあたっては、</p> <p>① 日本のE T Cシステム等に精通していること。</p> <p>② 海外情報の収集・分析を行い、高速道路料金の課金等手法の海外事例に精通していること。</p> <p>が求められる。</p> <p>一般財団法人道路新産業開発機構（以下、「当該機構」という。）は、</p> <p>① I T Sの国際標準化において、料金収受分野で国内分科会の事務局となっており、日本のE T C技術の国際標準化に貢献した実績がある。</p> <p>② 海外情報の収集・分析を活動基本方針の一部とし、2009年から道路課金に関する海外事例調査の実績がある。</p> <p>よって、本業務の実施にあたり、当該機構が有する特殊な知識と経験が不可欠であることから、契約の相手方として選定する。</p> <p>なお、当該機構以外の参加者の有無を確認する公募手続きに付したところ、本業務への参加意思及び当該業務に必要な要件を満足することを確認する書類（参加意思確認書）の提出がなかった。</p> <p>以上のことから、本件は、その性質上競争に付することが適当ではなく、阪神高速道路株式会社契約規程第2条第2号に該当するものであると認められることから、当該機構と随意契約するものである。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	
阪神高速道路株式会社契約規程第2条第2号の規定による。	